

貧困状態にある子どもに対する校内支援 に影響する要因の分析

野村 萌花*・留目 宏美**・永吉 雅人***
(令和4年8月5日受付；令和4年11月14日受理)

要 旨

貧困状態にある子どもに対する校内支援に影響する要因を明らかにするため、子どもの貧困率が全国平均の2倍に及ぶ沖縄県の公立学校に勤務する養護教諭を対象に、郵送法による無記名自記式質問紙調査を実施した。貧困状態にある子どもは要保護及び準要保護児童生徒と定義した。ケース会議の充実度はスクールソーシャルワーカーの配置の影響を受けていたが、ケース会議の充実度と配慮の実行度はほとんど相関関係がみられなかった。配慮の実行度は準要保護児童生徒の在籍数の影響を受けており、準要保護児童生徒の在籍数と全校児童生徒数には強い正の相関がみとめられた。以上から、貧困状態にある子どもに対する校内支援を推進するためには、準要保護児童生徒の在籍数が多すぎず、該当する子ども一人ひとりを十分に支援できる学校規模であること、スクールソーシャルワーカーの配置を拡大するとともに、ケース会議の影響力を吟味することの重要性が示唆された。

KEY WORDS

貧困状態にある子ども、校内支援、影響要因
student in poverty, school support, influential factor

1 はじめに

子どもの健康課題は多様化、複雑化、深刻化して久しい。昨今、その背景に底流する相対的貧困に注目が集まっている。相対的貧困は、等価可処分所得（＝収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）の中央値の半分（＝貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者を指す¹⁾。「2019年国民生活基礎調査の概況」²⁾によれば、2018（平成30）年の貧困線は127万円であり、それに満たない等価可処分所得しか得ていない者の割合（＝相対的貧困率）は全体で15.4%であった。また18歳未満の子どもの貧困率（＝子どもの相対的貧困率）は13.5%であった。2021（令和3）年1月、中央教育審議会は上記のデータを踏まえ、「毎日の衣食住に事欠く『絶対的貧困』とは異なるものの、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあると言われている」と言及している³⁾。

貧困が子どもの成長に影響を及ぼすメカニズムについて、阿部⁴⁾は複合的な「経路」の存在を指摘する。具体的には、①栄養（低体重出生、栄養不足、鉄分不足）、②医療へのアクセス（発見の遅れ、治療の遅れ、予防欠如）、③家庭環境（乏しい刺激、ロールモデルの欠如）、④親のストレス（メンタルヘルス、家庭内不和、虐待・ネグレクト）、⑤学習資源の不足（教育費不足、親による勉強指導の不足）、⑥住居の問題（不十分な広さ、勉強場所の欠如、頻繁な転居）、⑦近隣地域（犯罪・暴力、劣悪な学校、公害、ロールモデルの欠如）、⑧意識（意欲の欠如）、⑨親の就労状況（子育て時間の不足、保育の不足）である。現に、貧困は保健医療福祉サービスへのアクセシビリティを低減させ、健康格差の低位に留め置く⁵⁾。また、学力や意欲、自尊感情の低位化⁶⁻⁸⁾や児童虐待との相関⁹⁾も指摘されている。メンタルヘルスに関する問題を抱え、養護教諭が直接支援している児童生徒のうち、貧困が背景にあるのは4.6%であり¹⁰⁾、メンタルヘルスの不調を呈するケースも一定程度存在している。

以上の現状から、諸アクターによる様々な実践が論じられるようになって久しい。特に職種別に、学校教育に係る諸先行研究を整理するならば、教諭の実践¹¹⁻¹⁵⁾、養護教諭の実践¹⁶⁻²⁰⁾、学校事務職員の実践^{21,22)}、スクールカウンセラーの実践²³⁾、スクールソーシャルワーカーの実践²⁴⁻²⁶⁾等がある。ただし、その大半は実践報告や質的分析であり、数量的な分析を通して校内支援の実態を把握しようと試みているものは、管見の限り、見当たらない。そこで、本研究は、養護教諭の認識を通して貧困状態にある子どもに対する校内支援の実態を把握し、校内支援がどのような要因の影響を受けるのかを明らかにすることを目的とする。

2 用語の操作的定義

本研究において、貧困状態にある子どもは、要保護及び準要保護児童生徒（高等学校等奨学給付金を受けている高校生を含む）とする。

要保護児童生徒は、生活保護法（第11条）に規定された「保護」（生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助）を単給又は併給している世帯の児童生徒を指す。

準要保護児童生徒は、学校教育法（第19条）に規定された「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」にもとづいて、就学援助制度の対象とされた児童生徒を指す。認定は各市町村単位で行われていることから、就学援助を受けている小・中学生がこれに該当する。なお、本研究では、高等学校等奨学給付金を受けている高校生も準要保護生徒に含める。高等学校等奨学給付金²⁷⁾は、2014（平成26）年4月1日に施行された「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第90号）に併せて、2014（平成26）年度より開始された補助事業である。授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費等）の負担を軽減するため、高校生等がいる低所得者世帯を対象に支援が行われている。

3 方法

3. 1 調査の対象および時期

2021（令和3）年度に沖縄県内に設置されている全ての公立学校432校（内訳：小学校260校、中学校112校、小中一貫校14校、高等学校46校）に勤務する養護教諭および養護助教諭523名を対象とした。2021（令和3）年1月から2月にかけて、郵送法による無記名自記式質問紙調査を実施した。養護教諭の複数配置校には質問紙等を2部送付した。

3. 2 沖縄県を対象にした理由

2016（平成28）年1月に沖縄県が実施した「子どもの貧困実態調査」²⁸⁾によれば、沖縄県の子どもの貧困率は29.9%であった。全国平均16.3%の約2倍に及び、3人に1人の子どもが貧困状態に置かれていることが明みにされた。そこで、当県は2016（平成28）年度を「貧困対策元年」と位置づけ、「沖縄県子どもの貧困対策計画」（2016年4月～2021年3月）の策定や「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」の設置、県民運動として子どもの貧困対策に取り組むための「沖縄子どもの未来県民会議」の設立等に取り組んできた。以上から、沖縄県の公立学校では、貧困状態にある子どもに対する校内支援が推進されている可能性が示唆される。貧困状態にある子どもに対する校内支援に影響する諸要因を分析するためには、校内支援自体が一定程度行われている必要があることから、本研究は沖縄県を対象とした。

なお、「就学援助実施状況等調査結果」²⁹⁾によれば、2017（平成29）年度時点の沖縄県における小・中学校の要保護児童生徒の割合は1.48%、準要保護児童生徒の割合は22.11%であった。「沖縄県高校生調査」の結果³⁰⁾によれば、2015（平成27）年度時点の沖縄県における高等学校の要保護生徒の割合は2.0%、高等学校等奨学給付金を受けている高校生（本研究における準要保護生徒）の割合は17.54%であった。

3. 3 無記名自記式質問紙の構成と下位項目

無記名自記式質問紙は大きく（1）基本属性、（2）現任校における貧困状態にある子どもに対する校内支援、（3）貧困状態にある子どもとその保護者に対する支援経験から構成した。本稿の分析対象は（1）および（2）である。

（1）基本属性は、①現任校の校種、②養護教諭の経験年数、③養護教諭配置数、④スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置の有無、⑤全校児童生徒数（回答日時点）、⑥貧困状態にある子どもの在籍数（回答日時点）である。①・③・④は名義尺度、②・⑤・⑥は比尺度とした。（2）現任校における貧困状態にある子どもに対する校内支援は、①支援計画の立案状況、②ケース会議の充実度、③配慮の実行度である。①は名義尺度、②・③は5件法の順序尺度とした。なお、③は「学級経営上の配慮や適切な学習環境の整備、健康相談及び保健指導等を推進している程度」と定義し、質問紙に明記した。

3. 4 分析データ数と分析方法

質問紙の回収数は65名、回収率は12.5%であった。Microsoft Excel2019を用いた単純集計の後、IBM SPSS 24

Statisticsを用いて統計解析を行った。有意水準は5%とした。

貧困状態にある子どもの在籍数は、全校児童生徒数との関係を検証するため、ピアソンの相関係数を算出した。また、貧困状態にある子どもと定義した要保護及び準要保護児童生徒、それぞれの在籍数の関係を検証するため、同様にピアソンの相関係数を算出した。さらに、対応のない一元配置分散分析を行い、貧困状態にある子どもの校種別平均人数を比較した。

支援計画の立案状況は、養護教諭の経験年数を「満11年未満」、「満11年以上～満21年未満」、「満21年以上」の3群に名義尺度化し、 χ^2 検定（イエーツ補正）を行った。その後、支援計画の立案状況をアウトプット変数とし、校種、養護教諭の経験年数、養護教諭の配置数、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置の有無、貧困状態にある子どもの在籍数を独立変数として、重回帰分析（強制投入法）を行った。

ケース会議の充実度、配慮の実行度は、それぞれアウトプット変数とし、校種、養護教諭の経験年数、養護教諭の配置数、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置の有無、貧困状態にある児童生徒の在籍数を独立変数として、重回帰分析（強制投入法）を行った。諸変数のうち名義尺度と順序尺度はダミー変数とした。その後、ケース会議の充実度と配慮の実行度の関係を検証するため、ケンドールの順位相関係数を算出した。

3. 5 倫理的配慮

2020（令和2）年12月21日付けで、上越教育大学研究倫理審査委員会の承認（承認番号2020-67）を得た。実施にあたっては、対象者に依頼文書および質問紙を郵送し、当該文書を用いて調査の概要、倫理的配慮事項を説明した。調査の協力は各対象者の自由意思を保障し、回答済みの質問紙の返送をもって協力の同意が得られたものとみなした。

4 結果

4. 1 基本属性

基本属性のうち、比尺度項目は表1に、名義尺度項目は表2に示す。

表1. 基本属性（比尺度項目）

	M	SD	Mdn	min	max	%	合計
養護教諭の経験年数（2021年3月時点）	14.5年	10.8	11.2年	満5か月	満43年	-	-
全校児童生徒数（回答日時点）	419.6人	350.9	400.0人	2人	1,200人	-	26,438
要保護児童生徒の在籍数（回答日時点）	4人	8.8	1人	0人	56人	-	207
全校児童生徒に占める要保護児童生徒の割合	-	-	-	-	-	0.9	-
準要保護児童生徒の在籍数（回答日時点）	81.6人	79.4	71.0人	0人	244人	-	3,509
全校児童生徒に占める準要保護児童生徒の割合	-	-	-	-	-	19.4	-
養護教諭が継続して個別に関わっている要保護・準要保護児童生徒数	2.2人	3.8	0人	0人	13人	-	73
全要保護・準要保護児童生徒数に占める養護教諭1人あたりの割合	-	-	-	-	-	2.5	-

表2. 基本属性（名義尺度項目）

	n	%
校種		
小学校	38	58.4
中学校	13	20.0
高等学校	4	6.2
小中一貫校	7	10.8
未記入	3	4.6
養護教諭の配置数		
1名	56	86.2
2名	9	13.8
スクールカウンセラーの配置の有無		
有	61	93.8
無	4	6.2
スクールソーシャルワーカーの配置の有無		
有	31	47.7
無	30	46.2
未記入	4	6.1

4. 1. 1 現任校の校種

回答者の現任校の校種は小学校が58.4%、中学校が20.0%、高等学校が6.2%、小中一貫校が10.8%であった。

4. 1. 2 養護教諭の経験年数

回答者の養護教諭の経験年数は平均14.5年（SD=10.8）であった。

4. 1. 3 現任校における養護教諭の配置数

回答者の現任校における養護教諭の配置数は1名が86.2%、2名が13.8%であった。

4. 1. 4 現任校におけるスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置の有無

回答者の現任校におけるスクールカウンセラーの配置「有」は93.8%、スクールソーシャルワーカーの配置「有」は47.7%であった。

4. 1. 5 全校児童生徒数

回答者の現任校の全校児童生徒数は平均419.6名 (SD=350.9) であった。

4. 1. 6 現任校における貧困状態にある子どもの在籍数

回答者の現任校における要保護児童生徒の在籍数は平均4名 (SD=8.8), 準要保護児童生徒の在籍数は平均81.6名 (SD=79.4) であった。全校児童生徒数に占める割合は, 要保護児童生徒が0.9%, 準要保護児童生徒が19.4%であった。そのうち養護教諭が継続して関わり, 個別に支援しているのは平均2.2名であり, その割合は2.5%であった。

1) 要保護児童生徒の在籍数と全校児童生徒数の関係

貧困状態にある子どもの在籍数のうち, 要保護児童生徒の在籍数と全校児童生徒数の関係を検証するため, ピアソンの相関係数を算出した。その結果, 両者に相関関係はみとめられなかった ($r=0.182, p=0.225$)。

2) 準要保護児童生徒の在籍数と全校児童生徒数の関係

貧困状態にある子どもの在籍数のうち, 準要保護児童生徒の在籍数と全校児童生徒数の関係を検証するため, ピアソンの相関係数を算出した。その結果, 両者に強い正の相関がみとめられた ($r=0.836, p<0.000$)。

3) 要保護児童生徒の在籍数と準要保護児童生徒の在籍数の関係

要保護児童生徒の在籍数と準要保護児童生徒の在籍数の関係を検証するため, ピアソンの相関係数を算出した。その結果, 両者に相関関係はみとめられなかった ($r=0.079, p=0.622$)。

4) 校種別にみた貧困状態にある子どもの在籍数 (平均人数)

貧困状態にある子どもの在籍数の校種別平均人数を比較するため, 対応のない一元配置分散分析を行った。その結果を表3に示す。要保護児童生徒は, 小学校が平均3.9名 (SD=4.5), 中学校が平均9.1名 (SD=16.9), 高等学校が平均0.0名 (SD=0.0), 小中一貫校が平均0.0名 (SD=0.0) であった。準要保護児童生徒は, 小学校が平均105.6名 (SD=82.1), 中学校が平均71.4名 (SD=60.6), 高等学校が平均0.7名 (SD=1.2), 小中一貫校が平均0.0名 (SD=0.0) であった。有意な差がみとめられたのは, 準要保護児童生徒の校種別平均人数であった ($F(39,2)=2.945, p=0.045$)。

表3. 貧困状態にある子どもの在籍数—校種別平均人数の比較—

	要保護児童生徒の在籍数				準要保護児童生徒の在籍数			
	M	SD	F	p	M	SD	F	p
小学校	3.9	4.5	1.400	0.256	105.6	82.1	2.945	0.045 *
中学校	9.1	16.9			71.4	60.6		
高等学校	0.0	0.0			0.7	1.2		
小中一貫校	0.0	0.0			0.0	0.0		
対応のない一要因の分散分析								

4. 2 現任校における貧困状態にある子どもに対する校内支援

4. 2. 1 貧困状態にある子どもの支援計画の立案状況

1) 支援計画の立案率

貧困状態にある子どもの支援計画の立案状況を表4に示す。支援計画を「立案していない」と回答した者が57.6%と最も多かった。最も多かった理由は, 「必要性を感じない」であった。次いで, 「対象人数が多い」や「他機関 (教育委員会等) が立案している」, 「個別の関わりや情報収集をしていない」, 「会議で情報交換できている」という理由も回答された。

「必ず立案している」と回答した者はいなかったが, 「緊急性や深刻度の高いケースに限り, 立案している」と回答した者は19.7%であった。立案している内容は, 「保護者支援」, 「生活指導 (食事, 睡眠, 整容・衛生等)」, 「学習支援」, 「学校適応支援」, 「進級や進路指導」, 「学習環境」, 「健康管理」の順

表4. 貧困状態にある子どもの支援計画の立案状況

		n	%
必ず立案している		0	0.0
緊急性や深刻度の高いケースに限り, 立案している		13	19.7
立案内容	保護者支援	7	53.9
	生活指導 (食事, 睡眠, 整容・衛生等)	7	53.8
	学習支援	6	46.2
	学校適応支援	5	38.5
	進級や進路指導	2	15.4
	学習環境	2	15.4
	健康管理	2	15.4
立案していない		38	57.6
理由	必要性を感じない	11	28.9
	対象人数が多い	5	13.2
	他機関 (教育委員会等) が立案している	4	10.5
	個別の関わりや情報収集をしていない	3	7.9
	会議で情報交換できている	1	2.6
	未記入	14	36.8
未記入		14	21.5

に多かった。これらのうち、半数以上を占めた項目は、「保護者支援」と「生活指導（食事、睡眠、整容・衛生等）」であった。

2) 養護教諭の経験年数別にみた支援計画の立案状況

養護教諭の経験年数を「満10年未満」、「満11年以上～満20年未満」、「満21年以上」の3群に名義尺度化し、 χ^2 検定（イエーツ補正）を行った。その結果を表5に示す。支援計画の立案状況は、養護教諭の経験年数別に有意な差がみとめられた（ $\chi^2=7.438, p=0.024$ ）。「満21年以上」の者は「緊急性や深刻度の高いケースに限り、立案している」と回答した者が多く、「立案していない」と回答した者が少なかった。

3) 支援計画の立案状況に対する諸変数の影響

基本属性の諸項目を独立変数とし、支援計画の立案状況への影響を明らかにするため、重回帰分析（強制投入法）を行った。その結果を表6に示す。有意性がみとめられた独立変数はなかった。

表5. 貧困状態にある子どもの支援計画の立案状況－養護教諭の経験年数別－

		満11年未満	満11年以上～満21年未満	満21年以上	χ^2	<i>p</i>
緊急性や深刻度の高いケースに限り、立案している	度数	4	1	8	7.438	0.024 *
	期待度数	6.6	2.3	4.1		
	調整済み残差	-1.7	-1.1	2.7		
立案していない	度数	22	8	8		
	期待度数	19.4	6.7	11.9		
	調整済み残差	1.7	1.1	-2.7		

χ^2 検定（イエーツの補正済） **p*<0.05

表6. 貧困状態にある子どもの支援計画の立案状況への影響要因

独立変数	β	<i>p</i>	95%CI		F (<i>p</i>)	R ²	調整済みR ²
			LL	UL			
校種	-0.057	0.645	-0.307	0.194			
養護教諭の経験年数	-0.159	0.099	-0.350	0.032			
養護教諭の配置数	0.480	0.229	-0.323	1.283			
スクールカウンセラーの配置の有無	0.278	0.339	-0.311	0.866	1.584 (0.190)	0.325	0.120
スクールソーシャルワーカーの配置の有無	-0.016	0.936	-0.402	0.435			
要保護児童生徒の在籍数	-0.011	0.198	-0.027	0.006			
準要保護児童生徒の在籍数	-0.001	0.418	-0.004	0.002			

重回帰分析（強制投入法）

4. 2. 2 貧困状態にある子どもに係るケース会議の充実度

貧困状態にある子どもに係るケース会議の充実度を「1 非常に充実している」、「2 充実している」、「3 どちらでもない」、「4 あまり充実していない」、「5 全く充実していない」の5件法で問い、得点化した。その結果を表7に示す。中央値は3点、最頻値は4点であり、貧困状態にある子どもに係るケース会議は「あまり充実していない」と回答した者が最も多かった。

貧困状態にある子どもに係るケース会議の充実度をアウトプット変数とし、重回帰分析（強制投入法）を行った。その結果を表8に示す。有意性がみとめられた独立変数は、スクールソーシャルワーカーの配置の有無であり（ $\beta = 0.484, p=0.032$ ）、スクールソーシャルワーカーの配置の有無が、ケース会議の充実度に対して正の有意な影響力をもっていた。つまり、ケース会議を充実させるためには、スクールソーシャルワーカーの配置が一定の影響力を持っていると換言することができる。ただし、この7要因からなるモデルの有意性はF(25,7)=1.338（*p*=0.274）であり、その上、調整済みR²=0.069であることから、十分に説明できないことが示された。

4. 2. 3 貧困状態にある子どもに対する配慮の実行度

貧困状態にある子どもに対する配慮の実行度を「1 非常に配慮している」、「2 配慮している」、「3 どちらでもない」、「4 あまり配慮していない」、「5 全く配慮していない」の5件法で問い、得点化した。その結果を表7に示す。中央値は3点、最頻値は4点であり、貧困状態にある子どもに対して「あまり配慮していない」と回答した者が最も多かった。

貧困状態にある子どもに対する配慮の実行度をアウトプット変数とし、重回帰分析（強制投入法）を行った。その結果を表9に示す。有意性がみとめられた独立変数は、準要保護児童生徒数であり（ $\beta = 0.727$, $p = 0.041$ ）、準要保護児童生徒の在籍数は、配慮の実行度に対して有意な正の影響をもっていた。なお、本研究における配慮の実行度の得点設定は、点数が高いほど配慮が実行されていないことを意味している。これより、配慮を実行するためには、準要保護児童生徒の在籍数が少ないことが一定の影響を持っていると換言することができる。ただし、この7要因からなるモデルの有意性は $F(13, 7) = 1.615$ （ $p = 0.216$ ）であり、その上、調整済み $R^2 = 0.177$ であることから、十分に説明できないことが示された。

4. 2. 4 ケース会議の充実度と配慮の実行度の関係

貧困状態にある子どもに係るケース会議の充実度と配慮の実行度の関係を検証するため、ケンダールの順位相関係数を算出した。その結果を表7に示す。両者にはほとんど相関関係がみられなかった（ $\tau = 0.144$, $p = 0.314$ ）。

表7. ケース会議の充実度、配慮の実行度の関係

	Mdn	Mo	τ	p
ケース会議の充実度	3	4	0.144	0.314
配慮の実行度	3	4		

表8. 貧困状態にある子どもに係るケース会議の充実度への影響要因

独立変数	β	p	95%CI		F (p)	R^2	調整済み R^2
			LL	UL			
校種	-0.050	0.791	-0.734	0.566			
養護教諭の経験年数	0.278	0.145	-0.133	0.856			
養護教諭の配置数	-0.273	0.334	-3.027	1.069			
スクールカウンセラーの配置の有無	-0.231	0.223	2.492	0.610	1.338 (0.274)	0.273	0.069
スクールソーシャルワーカーの配置の有無	0.484	0.032 *	0.107	2.174			
要保護児童生徒の在籍数	0.248	0.176	-0.014	0.072			
準要保護児童生徒の在籍数	0.066	0.793	-0.007	0.009			
重回帰分析（強制投入法）							* $p < 0.05$

表9. 貧困状態にある子どもに対する配慮の実行度への影響要因

独立変数	β	p	95%CI		F (p)	R^2	調整済み R^2
			LL	UL			
校種	0.321	0.277	-0.473	1.519			
養護教諭の経験年数	0.138	0.587	-0.579	0.981			
養護教諭の配置数	-0.375	0.296	-4.912	1.619			
スクールカウンセラーの配置の有無	0.091	0.717	-2.678	3.786	1.615 (0.216)	0.465	0.177
スクールソーシャルワーカーの配置の有無	0.358	0.274	-0.871	2.829			
要保護児童生徒の在籍数	0.332	0.188	-0.02	0.093			
準要保護児童生徒の在籍数	0.727	0.041 *	0.001	0.025			
重回帰分析（強制投入法）							* $p < 0.05$

5 考察

5. 1 貧困状態にある子どもに対する支援において養護教諭に期待される役割

本調査結果によれば、回答者の現任校における要保護児童生徒の在籍数は平均4名（0.9%）、準要保護児童生徒の在籍数は平均81.6名（19.4%）であった。養護教諭が自ら継続して関わり、個別に支援しているのは平均2.2名（2.5%）にとどまった。

この結果を肯定的に解釈するならば、養護教諭が貧困状態にある子どもを養護の観点からアセスメントし、スクリーニングした結果、継続的にかかわる必要性が認識されたのが2.5%であったと論考できるかもしれない。だが、現任校の就学援助受給世帯を「知らない」と回答した沖縄県の養護教諭が23.9%であったという先行調査結果があ

る^{31,32)}。したがって、貧困状態にある子どもを把握し、積極的な情報収集、養護の観点にもとづいたアセスメントを行っている養護教諭ばかりとは言いきれない。また盛満³³⁾は、「特別扱いしない」学校文化と、差異を見えなくするための「特別扱い」によって、貧困の問題は不可視化されてきたと言及する。この指摘を踏まえれば、貧困状態にある子どもはスクリーニングの対象として捉えられておらず、何らかの問題が顕在化しない限り、他の子どもと同様に関わることを暗黙の前提としている可能性も捨てきれない。

貧困状態にある子どもはつながりが希薄な状況にあり、問題が新たな問題を生むという生活構造にある¹⁸⁾。その上、健康面を含む諸課題を多重的に抱えている可能性が高い子どもである。近年では、見えない貧困、隠れたリスクを見逃さない教育と福祉の協働システム化をめざし、スクリーニングの導入が謳われている³⁴⁾。養護教諭もまずは貧困状態にある子どもの把握に努め、積極的な情報収集、養護の観点にもとづいたアセスメントを行うことが必要である。それが、スクリーニングへの参画につながると同時に、校内支援の実践展開を支えることになる。

5. 2 貧困状態にある子どもに対する校内支援の実態

5. 2. 1 貧困状態にある子どもの支援計画の立案に影響する諸要因の多様性

貧困状態にある子どもの支援計画を「立案していない」と回答した者が57.6%であった。最も多かった理由は「必要性を感じない」であったことから、支援を体系的に構築し、PDCAサイクルにもとづいた実践を展開する必要がないと認識している養護教諭の存在が示唆された。一方で「対象人数が多い」という理由も次に多く回答されたことから、“手がまわらない”実情も示唆された。その他に、「他機関（教育委員会等）が立案している」という理由も散見され、他機関との連携に至っているケースでは、支援計画の立案を他機関に委ねている状況もあった。さらに、「個別の関わりや情報収集をしていない」や「会議で情報交換できている」という理由も回答されたことから、支援計画を立案できるほど個別情報を得ていないケース、あるいは、情報交換を通して支援方針が共有されているケースでは、支援計画の立案に至っていない可能性も読み取れた。

「緊急性や深刻度の高いケースに限り、立案している」と回答した者は19.7%であった。立案している内容のうち、半数以上を占めた項目は「保護者支援」と「生活指導（食事、睡眠、整容・衛生等）」であった。これより、緊急性や深刻度の高いケースの中でも、特に保護者支援や生活指導を実践する必要があると判断された場合、支援計画を立案し、関係者間の共通理解や連携を重視している実情がうかがえた。

以上のように、支援計画を立案していない理由は学校あるいはケースの事情によることや、支援計画を立案している場合の内容項目からその背景を勘案すると、支援計画の立案状況に影響する要因は実に多様であるといえよう。支援計画の立案状況に対する7要因の影響を明らかにするため、重回帰分析（強制投入法）を行った結果、有意性がみとめられた独立変数はなかったことも、それを後押しする結果であったといえるのではないだろうか。

5. 2. 2 貧困状態にある子どもに係るケース会議の充実度とスクールソーシャルワーカーの配置の有無

貧困状態にある子どもに係るケース会議は「あまり充実していない」と回答した者が最も多かった。7要因を独立変数として重回帰分析（強制投入法）を行った結果、有意性がみとめられた独立変数はスクールソーシャルワーカーの配置の有無であった。ケース会議を充実させるためには、スクールソーシャルワーカーの配置が一定の影響力を持っていると言言することができる。上原²⁰⁾は「スクリーニング会議やケース会議は、チーム学校を機能させる要諦であるとされるが、それらをSSWが専門性を発揮するアリーナと設定しようというのが、SSWに関する政策的な方針」（143頁）と述べている。本調査結果はまさにそうした政策的な方針を踏襲するものであり、スクールソーシャルワーカーが配置され、その場で専門性を発揮しているだろうことが、ケース会議の充実度に一定の影響力を持っていた。

ただし、ケース会議の充実度と配慮の実行度の間にほとんど相関関係がみられなかった。仮にケース会議が充実していたとしても、配慮が実行されているとは言えず、その反対も然りであった。これより、ケース会議は、配慮を実質的に推進する権限を十分に持ち得ていない可能性がある。とするならば、学級担任や他の職員が配慮を実働化している状態は、どのような過程を経ているのだろうか。配慮の実行度を高める組織過程を具体的に問う必要がある。

5. 2. 3 貧困状態にある子どもに対する配慮の実行度と準要保護児童生徒の在籍数、全校児童生徒数

貧困状態にある子どもに対する配慮の実行度は「あまり配慮していない」と回答した者が最も多かった。7要因を独立変数として重回帰分析（強制投入法）を行った結果、有意性がみとめられた独立変数は準要保護児童生徒の在籍数であった。配慮を実行するためには、準要保護児童生徒の在籍数が少ないことが一定の影響力を持っていた。準要保護児童生徒の在籍数は、全校児童生徒数と強い正の相関関係にあったことから、貧困状態にある子どもに対する校内支援を推進するためには、貧困状態にある子ども一人ひとりを十分に支援できる学校規模である必要が示唆された。

なお、「1 非常に配慮している」と回答した群の全校児童生徒数および準要保護児童生徒数の最大値をもとに、貧困状態にある子ども一人ひとりを十分に支援できる学校規模を示すならば、全校児童生徒数の上限は320人、準要保護児童生徒数の上限は64人であった。ただし、これらの上限は外的妥当性（一般化可能性）のある人数とは言えないことを特記しておきたい。

6 おわりに

本研究の目的は、貧困状態にある子どもに対する校内支援がどのような要因の影響を受けるのかを明らかにすることであった。ケース会議の充実度はスクールソーシャルワーカーの配置の有無の影響を、配慮の実行度は準要保護児童生徒の在籍数の影響を受けていた。準要保護児童生徒の在籍数は、全校児童生徒数と強い正の相関関係にあったことから、貧困状態にある子ども一人ひとりを十分に支援できる学校規模である必要が示唆された。ケース会議を充実させる手立てとしては、スクールソーシャルワーカーの配置を拡大することの重要性が示唆されたものの、ケース会議の充実度と配慮の実行度はほとんど相関関係がみられなかったことから、ケース会議の影響力を吟味する必要性が見いだされた。

謝辞

本調査にご協力くださった養護教諭の皆さまに、深く感謝申し上げます。

付記

本研究は、2020～2022年度科学研究費（基盤研究B）「健康管理に特別な配慮を必要とする子どもの教育的支援に関する地域連携モデルの構築」（責任者：大庭重治）の一環として、令和2年度JSPS科研費JP20H01706の助成を受けて行った。本稿は、上越教育大学大学院令和3年度修士論文「養護教諭が行う健康相談及び保健指導の実態－沖縄県の貧困状態にある子どもに着目して－」（2022.3）で回収したデータの一部を新たに分析したものである。

引用文献

- 1) 厚生労働省：国民生活基礎調査（貧困率）よくあるご質問
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>（最終アクセス日2022.3.13）
- 2) 厚生労働省：Ⅱ 各種世帯の所得等の状況 6 貧困率の状況，2019年国民生活基礎調査の概況，14-15，2019
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/index.html>（最終アクセス日2022.3.13）
- 3) 文部科学省 中央教育審議会：「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申），中教審第228号，15，令和3（2021）年1月26日
- 4) 阿部彩：第1章 貧困世帯に育つということ 3 貧困世帯で育つということ，子どもの貧困－日本の平等を考える－，28-35，岩波新書，2008
- 5) 中島史陽：子どもの貧困がもたらす社会的影響と教育格差・経済格差，香川大学経済政策研究，14，29-47，2018
- 6) 藤田英典：現代の貧困と子どもの発達・教育，発達心理学研究，23（4），439-449，2012
- 7) 内田信子：学力格差は幼児期から始まるか？～保育と子育ては子どもの貧困を超える鍵になる～，江戸川大学子どもコミュニケーション研究紀要，1，1-8，2018
- 8) 山本理絵，神田直子：家庭の経済格差によるリスクに対する防御促進要因の検討－子育て不安と中学生の自尊感情に焦点をあてて－，心理科学，38（2），21-30，2017
- 9) 川松亮：STEP4 貧困が引き起こすマイナス影響 4 子どもの貧困と虐待・ネグレクト，子どもの貧困ハンドブック（松本伊智朗，湯澤直美，平湯真人，山野良一，中嶋哲彦 編），81-85，かがわ出版，2016
- 10) 留目宏美，永吉雅人，池川茂樹，他：メンタルヘルスに関する問題を抱える児童生徒に対する支援の実態－校種及び校内支援体制による比較－，上越教育大学研究紀要，41（2），347-357，2022
- 11) 杉崎奈々：子どもの貧困に対する教師の援助行動に関する研究，愛知教育大学平成28年度卒業研究，2017
- 12) 柏木智子：子どもの貧困と「ケアする学校」づくり，明石書店，2020
- 13) 松村智史：子どもの貧困対策としての学習支援によるケアとレジリエンス－理論・政策・実証分析から－，明石書店，2020
- 14) 吉住隆弘：学校教員から子どもの貧困はどう見えているのか－教員の貧困問題の認識，支援経験，法制度の理解度－，子どもの貧困と地域の連携・協働－＜学校とのつながり＞から考える支援－（吉住隆弘，川口洋誉，鈴木晶子 編著），86-98，明石書店，2019
- 15) 吉住隆弘：学校教員から子どもの貧困はどう見えているのか（その2）－教員が感じている貧困の現状と支援の課題－，

- 子どもの貧困と地域の連携・協働－＜学校とのつながり＞から考える支援－（吉住隆弘，川口洋誉，鈴木晶子 編著），99-117，明石書店，2019
- 16) 齋藤由利子：保健室で見える貧困－子どもたちへの影－，教育，59（7），国土社，26-31，2009
 - 17) 松尾裕子：保健室から見た子どもの貧困，教育，60（7），国土社，40-45，2010
 - 18) 下地成美，留目宏美：小・中学校における「貧困状態にある子ども」への養護教諭の対応－経験事例の内容分析を通して－，学校健康相談研究，16（1），37-48，2019
 - 19) 竹鼻ゆかり，朝倉隆司，馬場幸子，他：養護教諭の語りから見た子どもの貧困と教育支援，学校保健研究，60（6），340-352，2019
 - 20) 真宮由佳，池田真理子，中村千景：第2章 子どもにとって安心・安全な保健室（課題2）2節4項 保健室から見た子どもの貧困（真宮・池田実践），日本教育保健学会2019・2020年度共同研究報告書 教育保健の視点に立った子どもの健康課題の把握・共有とそれを踏まえた実践，48-50，2022
 - 21) 新妻邦彦：特集 憲法25・26条を子どもたちへ さんすうセットを公費で－保護者負担軽減に取り組んで－，子どものための学校事務，101，全国学校事務職員制度研究会，2008
 - 22) 奥田輝男：特集 憲法25・26条を子どもたちへ 四百円の重み－やっとな解決，教育扶助費の不払い－，子どものための学校事務，101，全国学校事務職員制度研究会，2008
 - 23) 桧谷真美：「子どもの貧困」と心理支援－学校現場から，子どもの貧困と地域の連携・協働－＜学校とのつながり＞から考える支援－（吉住隆弘，川口洋誉，鈴木晶子 編著），147-160，明石書店，2019
 - 24) 山本則子，峯本耕治：スクールソーシャルワークの可能性－学校と福祉の協働・大阪からの発信，ミネルヴァ書房，2007
 - 25) 大田なぎさ，増山均：スクールソーシャルワークの現場から－子どもの貧困に立ち向かう－，本の泉社，2015
 - 26) 上原裕介：スクールソーシャルワーカーは子どもの貧困対策の切り札になるか？－活動実態と職務内容の検討を中心に－子どもの貧困と地域の連携・協働－＜学校とのつながり＞から考える支援－（吉住隆弘，川口洋誉，鈴木晶子 編著），133-146，明石書店，2019
 - 27) 文部科学省：高校生等への修学支援，高校生等奨学給付金
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344089.htm（最終アクセス日2022.3.13）
 - 28) 沖縄県：沖縄県子どもの貧困対策計画【改定計画】，2019
 - 29) 文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム：就学援助実施状況等調査結果 令和2年3月，2020
 - 30) 一般社団法人沖縄県子ども総合研究所：沖縄子どもの貧困実態調査事業・報告書 平成29年3月31日（平成29年6月12日改訂版），2017
 - 31) 下地成美，留目宏美，増井晃：就学援助に対する養護教諭の認識と申請に係る組織体制，第46回新潟県学校保健学会研究発表会講演集，36-39，2017
 - 32) 下地成美：沖縄県小・中学校における「貧困状態にあると考えられる子ども」への対応の現状と課題認識－養護教諭を対象にしたアンケート調査の分析を通して－，上越教育大学大学院修士論文，2018
 - 33) 盛満弥生：学校における貧困の表れとその不可視化－生活保護世帯出身生徒の学校生活を事例に－，教育社会学研究，第88集，273-294，2011
 - 34) 山野則子，小倉康弘，石田まり：見えない貧困，子ども虐待などを背景にした子どもへの支援システム作り－スクリーニングの可能性－，教育システム情報学会誌，38（1），31-41，2021

Factors Affecting School Support for Students in Poverty

Moeka NOMURA* · Hiromi TODOME** · Masato NAGAYOSHI***

ABSTRACT

This study clarifies the factors that influence the school support provided to students living in poverty. We administered an anonymous self-reporting questionnaire by mail to school nurses working at public schools in Japan's Okinawa Prefecture. The proportion of students in poverty in Okinawa Prefecture is twice the national average. Students in poverty were defined as those belonging to households that are beneficiaries of the Public Assistance Act, those who qualify for financial assistance from their city/town/village's board of education based on the School Education Law, and those who qualify for financial assistance from the prefectural board of education based on the High School Supplemental Scholarship Fund (Grant). The degree of fulfillment of case meetings was influenced by the placement of school social workers. There was little correlation between the degree of fulfillment and the degree of consideration. The degree of consideration was influenced by the number of students belonging to households that received financial assistance. There was a strong positive correlation between the number of students from households that receive financial assistance and the total number of students in school. These results suggest that schools with a larger proportion of students from households that receive financial assistance but have no school social workers may provide poorer support to students in poverty. To promote school support for students in poverty, the school should be of a size that can support each eligible student, the placement of school social workers should be expanded and the process of executing decisions of case meetings should be examined.

* N high school in KADOKAWA DOWANGO college ** Division of Clinical and Health Education *** Niigata College of Nursing